

2024年9月13日

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地  
株式会社エスライングループ本社  
取締役社長 山口 嘉彦

株式会社併合に関する事前開示事項  
(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

当社は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して、2024年7月26日付で会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第182条の2第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)第33条の9に基づき本株式併合に係る事前開示書類(以下「本事前開示書類」といいます。)の開示を行いました。2024年9月13日付の当社取締役会の決議により本事前開示書類の内容に変更が生じたので、会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9第3号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書類の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社の財産の状況に重要な影響を与える事象

(略)

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年7月26日開催の取締役会及び2024年9月13日開催の取締役会において、2024年9月18日付で当社の自己株式 173,250株 (2024年7月4日時点で当社が所有する自己株式の全部、2024年9月18日までに当社が無償取得する予定の当社の業績連動型株式報酬制度(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 54,200株及び2024年7月5日から2024年9月11日までに単元未満株式の買取請求により当社が取得した当社株式 276株の合計に相当します。)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は 10,921,953株 となります。

以上